

# 夜間養護等事業 (トワイライトステイ事業) 利用案内

急な仕事等の理由により、夜間や休日に家庭で養育することが困難となったお子さんを、児童福祉施設でお預かりします。

【対象となる児童】（以下の要件を全て満たしていること。）

- 旭川市に居住している、1歳～18歳未満の児童であること。
- 施設での集団生活が可能であること。
- 保護者が急な仕事やその他やむを得ない理由により、平日の夜間や日曜・祝日に家庭での養育が困難な状態であること。

【利用時間】

- 平日（夜間） 17：00～21：00
- 日曜日・祝日 9：00～21：00



【申請（事前登録）に必要なもの】

- 負担額を決定するための書類
  - ・市町村民税課税証明書等  
（申請時の年度のもの。ただし、4～7月末までの申請については、前年度のもの）  
※証明書がない場合でも、御本人の同意を元に課税状況を確認することができます。  
詳しくはお問合せ下さい。
  - ・生活保護決定証明書または生活保護手帳（生活保護世帯の方）
  - ・ひとり親世帯、または養育者世帯の場合は、世帯の状況を証明する書類  
（児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、ひとり親家庭等医療費受給者証、交通遺児就学等奨励金決定通知書、戸籍謄本 など）
- 印鑑

【利用の仕方】

事前に旭川市へ登録が必要です。

利用しようとするときは、下記「お預かりする施設」に直接お申込みください。

受付時間は、9：00～17：00です。

ただし、施設の空き状況等により、ご希望の日程に沿えない場合があります。

「お預かりする施設」

施設名	旭川隣保会トキワの森	旭川育児院
施設の種類	母子生活支援施設	児童養護施設
住所	旭川市本町2丁目437番地80	旭川市台場2条2丁目3番45号
電話番号	0166-55-7061	0166-61-4054
FAX番号	0166-55-5880	0166-61-4076

【利用料金（日額）】

	世帯区分	利用区分	1人1日あたりの単価
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯</li> <li>市町村民税非課税世帯で、ひとり親家庭</li> </ul>	平日夜間	0円
		休日（日曜・祝日）	0円
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税非課税世帯</li> <li>市町村民税課税世帯で、ひとり親家庭及び養育者世帯</li> </ul>	平日夜間	300円
		休日（日曜・祝日）	350円
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の世帯</li> </ul>	平日夜間	750円
		休日（日曜・祝日）	1,350円

※ 養育者世帯とは、父母に代わって児童を養育している方の世帯をいいます。

【利用上のご注意】

- 利用日は原則として変更できません。やむを得ず変更する場合は、お預かりする施設へ直接ご連絡ください。
  - 施設の空き状況等により、ご希望の日程に沿えない場合があります。
  - 利用に際し、登録した世帯の情報（住所・氏名等）をお預かりする施設へ提供することとなります。あらかじめご了承ください。
  - 住所・電話番号・勤務先や、世帯の状況が変わった（ひとり親でなくなった）とき等、登録内容に変更がある場合には届出が必要ですので、必ずご連絡ください。
  - 施設へのお子さんの送迎は、保護者が行ってください。
  - 利用料はお預かりする施設に直接お支払いください。
  - 利用の際に必要な物（施設を利用する際に必要な道具等）については、お預かりする施設にお問い合わせ下さい。
  - 毎年8月に利用料金の世帯区分の見直し（年度更新）を行います。8月以降も引き続き利用を希望する場合には、世帯の状況を証明する書類等、負担額を決定するための書類の提出が必要となります。
- （※ 更新時のご案内等は差し上げませんので、継続して利用を希望する方は、ご自身で忘れずに更新の手続きを行ってください。）

【お問合せ先】

〒070-0040

旭川市10条通11丁目

旭川市子ども総合相談センター

TEL：0166-26-5500

FAX：0166-26-5508

